

市川市規則第 3 4 号

市川市犯罪被害者等見舞金支給規則

(目的)

第 1 条 この規則は、犯罪行為による被害を受けた者（以下「犯罪被害者」という。）又はその遺族（以下この条において「犯罪被害者等」という。）に対し、市川市犯罪被害者等見舞金（以下「見舞金」という。）を支給することにより、犯罪被害者等が受けた精神的又は身体的な苦痛の慰藉、犯罪被害者等の経済的負担の軽減等を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 本市に居住し、住民基本台帳法（昭和 4 2 年法律第 8 1 号）に基づく記録をされている者（配偶者からの暴力の防止その他特別の事情により本市に当該記録をすることが困難であると市長が認める者を含む。）をいう。
- (2) 犯罪行為 犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭和 5 5 年法律第 3 6 号）第 2 条第 1 項に規定する犯罪行為であって、当該犯罪行為による被害の事実が警察への照会等により客観的に確認することができるものをいう。
- (3) 重傷病 負傷又は疾病に係る医療機関における療養の期間が 1 月以上であって、かつ、通算 3 日以上入院を要するもの（当該疾病が精神疾患である場合にあつては、医療機関における療養の期間が 1 月以上であつて、かつ、その症状の程度が通算 3 日以上労務に服することができない程度であるもの）として医師の診断を受けたものをいう。
- (4) 性犯罪 刑法（明治 4 0 年法律第 4 5 号）第 1 7 7 条、第 1 7 9 条第 2 項及び第 2 4 1 条第 1 項に規定する罪（これらの罪（同項に規定する罪にあつては、同法第 1 7 7 条に規定する罪に係る部分に限る。）の未遂罪を除く。）をいう。

(5) 家族 犯罪被害者が当該被害を受けた時において、次のいずれかに該当する者をいう。

ア 犯罪被害者の配偶者又はこれと同様の関係にある者として市長が認める者（以下「配偶者等」という。）

イ 犯罪被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹
（見舞金の種類等）

第3条 見舞金は、次の各号に掲げるとおりとし、それぞれ当該各号に定める額を支給する。

(1) 遺族見舞金 300,000円

(2) 重傷病見舞金 100,000円

(3) 性犯罪被害見舞金 100,000円

2 前項（第1号に係る部分に限る。）の規定にかかわらず、重傷病見舞金又は性犯罪被害見舞金（他の市区町村から受けたこれらと同種の支援を含む。以下この項において「重傷病見舞金等」という。）の支給を受けた者が当該重傷病見舞金等の支給に係る犯罪行為による被害に起因して死亡した場合における遺族見舞金の額は、同号の遺族見舞金の額から既に支給を受けた重傷病見舞金等の額を控除して得た額とする。

（遺族見舞金の支給対象者）

第4条 遺族見舞金の支給の対象となる者（以下この条において「支給対象者」という。）は、犯罪行為により死亡した者（以下「死亡被害者」という。）の遺族のうち、次の各号のいずれかに該当するものであって、第1順位遺族（第3項の規定により第1順位の遺族となる者をいう。以下同じ。）に該当するものとする。ただし、当該第1順位遺族が当該犯罪行為の行われた時において市民でない場合は、当該第1順位遺族は遺族見舞金の支給対象者としてしない。

(1) 死亡被害者の配偶者等

(2) 死亡被害者の収入によって生計を維持していた当該死亡被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

- (3) 前号に該当しない死亡被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹
- 2 死亡被害者の死亡時において胎児であった子がその後出生した場合における前項の規定の適用については、当該子は、その母が死亡被害者の死亡時に死亡被害者の収入によって生計を維持していたときにあつては同項第2号の子と、その他のときにあつては同項第3号の子とみなす。
- 3 遺族見舞金の支給を受けるべき遺族の順位は、第1項各号の順序とし、同項第2号及び第3号に掲げる者のうちにあつては、それぞれ当該各号に掲げる順序とし、父母については養父母を先にし、実父母を後にする。
- 4 第1項の規定にかかわらず、死亡被害者を故意に死亡させ、又はその者の死亡によって遺族見舞金の支給を受けることができる先順位若しくは同順位の者を故意に死亡させた者は、支給対象者とししない。
- 5 第1項の規定にかかわらず、市長は、遺族見舞金の支給対象者に準ずる者として特に認める者を遺族見舞金の支給対象者とすることができる。
- 6 第1順位遺族が2人以上あるときは、これらの者は、そのうちの1人を遺族見舞金の申請、請求及び受領に係る代表者に選任しなければならない。

(重傷病見舞金の支給対象者)

第5条 重傷病見舞金の支給の対象となる者は、犯罪行為により重傷病を負った者であつて、当該犯罪行為が行われた時において市民であつたものとする。ただし、重傷病見舞金の支給を受けようとする者が、当該犯罪行為による被害につき、既に性犯罪被害見舞金の支給を受けている場合は、重傷病見舞金の支給の対象とししない。

(性犯罪被害見舞金の支給対象者)

第6条 性犯罪被害見舞金の支給の対象となる者は、犯罪行為（性犯罪に係るものに限る。）による被害を受けた者であつて、当該犯罪行為が行われた時において市民であつたものとする。ただし、性犯罪被害見舞金の支給を受けようとする者が、当該犯罪行為による被害につき、既に重傷病見舞金の支給を受けている場合は、性犯罪被害見舞金の支給の対象とししない。

(支給対象者の特例)

第7条 前3条の規定にかかわらず、市長は、見舞金の支給の対象となる者（以下この条及び第11条第1項第1号において「見舞金支給対象者」という。）が、負傷、疾病その他の事由により次条第1項の規定による申請を行うことができない状況にあると認められる場合であって、当該見舞金支給対象者に代えて見舞金支給対象者の家族その他市長が認める者（以下この条において「家族等」という。）に見舞金を支給することが当該見舞金支給対象者の支援に資すると認めるときは、家族等を見舞金支給対象者とすることができる。（支給の申請等）

第8条 見舞金の支給を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、市川市犯罪被害者等見舞金支給申請書兼請求書（様式第1号）及び犯罪被害申告書（様式第2号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書兼請求書には、次の各号に掲げる見舞金の区分に応じ、当該各号に定める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 遺族見舞金 次に掲げる書類

ア 死亡被害者の死亡診断書又は死体検案書の写しその他の死亡の事実及び死亡の年月日を証する書類

イ 犯罪行為が行われた時における申請者の住所又は居所を証する書類

ウ 申請者と死亡被害者との続柄を証する地方公共団体の長が発行する戸籍の謄本その他の証明書

エ 申請者が第4条第1項第2号に該当する者であるときは、犯罪行為が行われた時において、死亡被害者の収入によって生計を維持していたことを証する書類

オ 第1順位遺族が2人以上あるときは、遺族見舞金代表者選任届（様式第3号）

カ その他市長が必要と認める書類

(2) 重傷病見舞金 次に掲げる書類

ア 医師の診断書その他の重傷病に該当することを証する書類

イ 犯罪行為が行われた時における申請者の住所又は居所を証する書類

ウ その他市長が必要と認める書類

(3) 性犯罪被害見舞金 次に掲げる書類

ア 犯罪行為が行われた時における申請者の住所又は居所を証する書類

イ その他市長が必要と認める書類

3 第1項の申請書兼請求書及び申告書の提出期限は、犯罪行為があったことを知った日から起算して1年を経過する日又は犯罪行為があった日から起算して7年を経過する日のいずれか早い日とする。ただし、やむを得ない事由があると市長が認めるときは、この限りでない。

(支給の決定等)

第9条 市長は、前条第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、見舞金の支給の可否を決定し、その旨を市川市犯罪被害者等見舞金支給可否決定通知書(様式第4号)により、申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により見舞金の支給を可とする旨の決定をしたときは、速やかに、見舞金を支給するものとする。

3 市長は、第1項の規定による決定を行うために必要があると認めるときは、犯罪被害者又は申請者(以下「犯罪被害者等」という。)の同意を得て、警察等に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

(支給の制限)

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認める場合には、見舞金を支給しないことができる。

(1) 犯罪被害者等又はその親族が当該犯罪行為による被害につき他の市区町村から見舞金と同種の支援を受け、又は受けることができる場合

(2) 犯罪被害者等と当該犯罪行為を行った者(以下「加害者」という。)との間に親族関係(事実上の婚姻関係その他の市長が別に定める関係を含む。)がある場合(当該親族関係が事実上破綻していたと認められる場合を除く。)であって、見舞金を支給することにより、当該加害者が財産上の利益を受けおそれがあると認められるとき。ただし、死亡被害者が18歳未満であった第1順位遺族(第1順位遺族が2人以上あるときは、そのいずれか

の者)を監護していた場合は、この限りでない。

- (3) 犯罪被害者等に、当該犯罪行為を誘発する行為、当該犯罪行為に関連する不正な行為又は当該犯罪行為による被害につきその責めに帰すべき行為があった場合
- (4) 犯罪被害者等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員である場合
- (5) 犯罪被害者等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者である場合
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、犯罪被害者等と加害者との関係その他の事情から判断して、見舞金の支給を行うことが社会通念上適切でないとき市長が認める場合

(決定の取消し等)

第11条 市長は、見舞金の支給の決定を受けた者(以下「支給決定者」という。)が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、見舞金の支給の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 見舞金支給対象者に該当しないことが判明したとき。
- (2) 前条各号のいずれかに該当することが判明したとき。
- (3) 偽りその他不正の手段により見舞金の支給の決定を受けたとき。
- (4) その他この規則に違反したとき。

2 市長は、前項の規定により見舞金の支給の決定を取り消したときは、市川市犯罪被害者等見舞金支給決定取消通知書兼返還請求書(様式第5号)により、速やかに当該取消しの内容を支給決定者に通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定により見舞金の支給の決定を取り消した場合において、既に見舞金が支給されているときは、期限を定めて、その全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(補則)

第12条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。